

ヘンリー・スタツプ著『古き善き大義』(1)

友岡敏明

はじめに

一六五九年、ジョン・ロックは、次のような書簡の下書きを遺した。

「前略

先週プリストルまで私の書簡を持参致しました遣いの者が貴君の著作を頂戴して帰って参りました。私は、この貴著を堪能しつつ<sup>(1)</sup>拝読し、これを取り急ぎ熟読玩味する間にもふと足どりを止めて、機智に富むワサビの効いた文章と鋭い警句とが散りばめられ、それらによって味付けされた貴君の力強い生き生きとした表現力、しかも明晰な推理と全頁にわたって溢れる豊かな内容を、振り返ってみる以外は、何ら躓くところとありませんでした。人によっては「貴著に展開されている」多くの議論のうち僅かの議論をでも知っていたならば、その議論を自分の気に召さない相手に狙い定めて放ち、毒にも薬にもならない多くの駄文をこれ見よがしに連ねたでありましょう。<sup>(2)</sup>私が不満に思った唯一のこともこの点に関わっております。堪能した後には不満を漏らすことを許していただければの話ではありますが。けれども、その不満は、論点がどこに存するかを貴君がその度に示さねないときには貴君の鋭鋒が鈍っていると私が考えるからでも、口喧しい教練師が指図する通りの姿勢で剣を握り、決められた型に則って剣を振るがゆえに私が貴君を優秀ならざる剣闘士と考えるからでもなく、貴君の論駁相手があまりにも偏見と無知で目が眩み、ために余白に指なり手なりの印を記入して蒙昧な敵方に指示してやらないと、言われていることを発見することができないであろうからで

す。貴君は、彼らの注意を喚起するためには、不可能を論拠とする議論とはいかなるものであるか、矛盾を論拠とする議論とはいかなるものであるかを教えてやらねばならず、もし彼らを部隊に引き入れてその宿營地の間を案内してやらなければ、彼らは貴君の戦力を悟ろうとはしないでありましょう。彼らは遍く「第一に」、「第二に」、「第三に」といった演出——彼らが学校で学んだであろうと自信をもって見当をつけられる唯一のもの——に慣れているがゆえに、貴君がそういう彼らを同様の流儀で扱ってやらないと、彼らは我関せずの態度をとってしまうでありましょうし、同一の鞭をたどらない人間との出遭いなどは思いもよらないところでありましょう。……〔そうした敵手の基準に合わざざるをえなかつた貴君には陳腐なお手本がなければ論陣を張れないといった評価が間違つて下されるでありましょう。〕……こうしたことに私は次のことを付言しておきたいと思ひます。残念ながら、貴君は、寛容の歴史を現代まで説き及んでおられず、オランダやフランスやポーランド等について説明しておられません。というのも、近い時代の例ほどその影響力は大きく、時の経過によつて摩耗するところもつとも少い真新しい足どりについて行く氣にわれわれはなり易いものだからです。人間というものは、運送屋によつて運ばれていくにすぎないにしても、もつとも固く踏みならされた道を辿つて旅することになります。〔もし貴君がそうした近くの実例に〕信条を異にする人びとが同一統治下で静かに結合し、うち揃つて同じ政治的利益を深求し、天国へは区々の道を辿るにしても平和と相互の交りといった同一の目的に向かつては手を携えて進み行くといった卑近な日常の經驗の權威を付加されるならば、貴君は、自らの大義に小さからぬ力を付与されることになりましょうし、貴君の主張も、結局のところそれが実行可能かどうかの疑問を残すだけとなつた人びとにとつて納得のいくものとなるでありましょう。けれども、こうした期待は、第二版にとつておくことにして、この版の貴著をあと一部是非とも留保しておいて下さい。というのも、何かと都合があつてこの貴著をオックスフォードへ携行していく余裕がないからであります。

ただ一つ私の心に引かかっていることは、貴君がローマ教皇主義者たちに対してお認めになる自由がいかにかにして國民の安全（統治の目的であります）と兩立しうるのかという点であります。なぜならば、教皇主義者たちが相異なつた利益を追求せんとする二つの別個の權威に同時に服従することができるのはいかにしてであるのかは、私の理解の外にあるからです。殊に、われわれの利益にとつて破壊的な利益が、直接神に由来するとか聖書とこれまた同じくらいに神聖な彼らの聖伝とに根拠をおくと彼らによつて仮定された無謬性や神聖性——したがっていかなる契約によつても制約を受けず、何人に対しても無答責であるが——とい

った(「教皇権についての」臆見によって支援されているような場合はそうであります。貴君もご承知のように、完全にキリスト教国家となった国では聖・俗の境界線を精確に引くことよって一方の終りと他方の始りの一線画きとすることは、少からぬ難事でありまして、したがって靈的裁判権をかき集めてすべての世俗的事項を傘下にかき集めることは、いとも容易なことではありません。のみならず、教皇主義者たちがそれほど緊密な服従を示すならば、彼らの行(「国王への服従の」)宣誓や抗弁から彼らの忠誠や服従についていかなる保証を得ることができるか、彼らの臣従するいま一つの主君が彼らのすべての背信や偽証について免責する権力、免除や報酬をもって彼らに赦しを与えたり背信・偽証へと誘ったりするのを潔し(「とする」)権力、そうした権力の所有主であると彼らによつて肯認されているときには、私には理解しようもない事柄であります。そして、そうすることがその利益となるようなとき(常に利益となるではありませんが)にはいつでも貴君たちを欺いて無罪だとか忠臣といった名声を得るのみならず、また諸義務をかなぐり捨てて(その義務の判定の鍵はいつも自らに有しているのです)貴君の土地の一部を領有するであろうのみならず、貴君たちの生命や自由を糧として聖人に列せられ、天国への権利を入手するよなことまでする人間には、信をおくことのできる理由などはほとんどないであります。貴君が(「この貴著のなかで」)(もし私の記憶に間違いがなければ)利益に対する配慮と大義の正しさをおよびそ統治への堅節、その統治のための活動、その統治下での服従といった諸部面での規準・尺度とされているのに鑑みて申せば、此岸か彼岸かを問わずその有する良心や関心が常にあらぬ方向へと歪められるであろうような人びとが貴君たちとともに何らかの体制を樹立すべく心一つにすることは、望むべくもないことなのであります。

以上のようなことが、貴君が私の思考のうちに蒔いて下さったより善き種のあいまいな芽吹いた毒麦であります。これらは、恐らく土壌の性質のなせるわざにすぎぬのであって、貴君がよろしく命ぜられるままに繁殖もし衰亡もするにちがひありません。ともかく、私は、貴君には学識のみならず創意にも富むものがあることを見込んで、お言葉に甘えて忌憚のない見解を申しました。私が貴君に対する批判者の先頭を行くように思えるほどのものも、こうした確信があればこそであります。ただし、それも貴君との対決者たらんと考えたいことではなく、その疑問が解消され、もつて貴君との対立者ではなく貴君に対する賞賛者とならんと考えたうえのことでありました。

(イ) ロックの書評的草稿の草稿を印刷したのは、主として次の三人である。彼らの名前およびその草稿を収載した書物名を掲げておく。P. Abrams, *John Locke: Two Tracts on Government* (Cambridge: at the University Press, 1967) pp. 242~4; M. Cranston, *John Locke, a biography* (London: Longmans, 1957) p. 45; E. S. de Beer, *The Correspondence of John Locke* (Oxford: at the Clarendon Press, 1976), I, pp. 109~12. 草稿には不明瞭な点あつて、三者必ずしも全体にわたつて同じ読者を採つてゐるわけではなからう。さうした点に、若しロックのコメントを加へておくこととする。ただし、私の活用するロックの手書きの草稿は、オックスフォード大学・ボットー図書館から、ロック・ロー（MS. Locke c. 27）にて提供を受けたものであるが、三者の読みの懸隔点をことごとく解決するは、たゞ鮮明ではなからし、私の読み取り技術の及ばなからう点があつたことをお断りしておく。

(ウ) “with very much satisfaction” (インテント・エ・ユーン)、インテントは “with infinite satisfaction” とはな、元草稿に “infinite” と綴る施し “very much” と書き改めらる。

(ロ) “checker[ed] emberis[ed]”、インテントは元草稿にあるこの二語を脱落せしめてらる。

(ク) “page” (インテント・インテント)、エ・ユーンは “part” とはな、元草稿は “page” と綴らる。

(ニ) インテントはこの文章全体 (「入らなつた……あつた……」) を何らの注記なく省略してらる。

(ホ) この [ ] 内の部分に訳書に用ゐる省略部分の範囲である。

(ハ) “the authority of daily experience” (エ・ユーン) の訳。これに對し、インテントは “the authority of antiquity the testimony of daily experience” としてらる。けれども、ロックの草稿には、インテントに用ゐる挿入部分 (antiquity the testimony) は行間、すなわち daily experience の真下に相當する行間に書かれてゐるのでもあつて接続がある、不明である。また、インテント・インテント共に “daily experience” の後に “will demonstrate” があるものと校正してゐるが、元草稿には、この二語にアンダーラインが施され、ロックが抹消を訂正加筆を圖つた形跡が認められる。それは、ちやうど (イ) の “infinite” に對する線の施し方に似てゐる。したがつて、エ・ユーンに従つて、この二語が抹消された文章構成として訳出してらる。

(ニ) “added” (エ・ユーン)、インテントは “shown” としてらる。草稿の判読は困難で、すなわち蓋然性があるから決し難いが、この意味では、エ・ユーンが “shown” の語に従つてらる。

(ホ) この語の後にロックは “(which I consent with you ought to be denied them only in reference to the state)” と續けてらるが、これを抹消してらる。インテントは、この語を注記するこゝに、活字のこゝに採用してらる。この抹消部分を訳しては、*「(その自由を) 國家との関連をおぼつてのみ彼らに對して否認すべきであらう点に關しては貴君とは同意でありませぬ」*。

(リ) このタッシェは、意味を明解ならしめるために、訳者が付したものである。

(ヌ) “ith backed” が草稿からの正確な読み取りであるが、インテントは従つて “is backed” の意にしてらる。

(ル) ドゥ・ビーアは“hooker”と読み取り、エイブラムスは“take”と読み取っている。ドゥ・ビーアは自らの読みを「疑問の余地のある読み」としているが、少くとも、エイブラムスの読みよりも草稿に近づく(“*th*”)の形や“*o*”が二つ連続しているらしいことなど。

(オ) エイブラムス、ドゥ・ビーア共に“will (be) ready to pardon...”と“be”を補っている。

(ク) “throwing off”(ドゥ・ビーア)、エイブラムスは“throwing off”としつつも、“*th*”は一つである。

(カ) 訳中の「貴君がよろしく……」以下のこの節をロックはこう加筆訂正したのだが、当初は、エイブラムスが再生したように、「けれども除草するに値するものではありません」であった。

さて、この「書簡」の宛先がヘンリー・スタップ(Henry Stubbe, 1632~1676)であること<sup>(1)</sup>、そしてこの「書簡」中でロックが論評しているスタップの著書が *An Essay in defence of the Good Old Cause, or A Discourse concerning the Rise and Extent of the power of the Civil Magistrate in reference to Spiritual Affairs* (1659) であったことは、ライデン以来の定説となつてゐる<sup>(2)</sup>。そしてまた、ライデンが指摘するように、この「書簡」中でスタップに対してロックが吐露した疑問、すなわちローマ教皇主義者たちを寛容することが一國の独立・安全と両立しうるかとの疑問は、成熟したロックがなおも寛容対象からローマ・カトリック教徒を除外した思考原基を表明するものとして、ロックの寛容思想研究上きわめて重要な意味をもっていることは確かである<sup>(3)</sup>。だが、私にとってより重要と思われることは、この「書簡」がロックのそうした「心に引かかっていること」と並んで「堪能」の要素を含んでいたことである。つまり、ロックが賛同できる多大の部分もまたスタップの著書にはあったというのである。それはいったい如何なる内容のものであったかの、ロックの語らぬところである。加えて、ロックが呈した「疑問」がはたしてスタップの真意を正鵠にとらえた上でのものであるのか、一考の余地があるであろう。こうした点を併せて、スタップの原著の内容を見てみることによつて、ロックの思考に少なからぬ光明を当てることができらるであろう。

なお、ロックとスタップの思想的な連繋に関するまとまった研究は存在しないが、<sup>(3)</sup>伝記的には彼らの関係を証する

事実がある。すなわち、それは、スタッフがロックと同じ一六三二年生まれであり（スタッフが二月二八日、ロックが八月二九日）、ロックより一年八ヶ月早くオックスフォード大学クライスト・チャーチへ入学し（スタッフが一六五一年三月、ロックが一六五二年一月）、スタッフが一六五六年一二月にM・Aを取得するまでは同窓の生活を送っていたことである。一六五九年にもなお『書簡』に見るような交際があったことからすれば、この同窓期間の彼らの交際は疎遠なものでなかったろうことが想像されるのである。いずれにせよ、アンソニー・ア・ウッドによって「当代のもっとも高名なラテン語・ギリシア語学者、特異な数学者であり、あらゆる政治問題や諸会議、聖・俗の歴史に精通した人物」と評されたスタッフのロックへの影響は、あり得べくして、その考究が俟たれるのである。この資料がこの点においてもその考究への一助たることを念願する次第である。

最後に、訳出に使用した原典と訳出に際してとった諸原則を示しておく。

1 ' An ESSAY In Defence of the GOOD OLD CAUSE, or A Discourse concerning the Rise and Extent of the power of the *Civil Magistrate* in reference to *Spiritual Affairs*. WITH A PRAEFACE Concerning The Name of the *Good old Cause*, An *Equal Common-wealth*, A *Co-ordinate Synod*, The *Holy Common-wealth* published lately by Mr. *Richard Baxter*, AND A VINDICATION of The Honourable sir HENRY VANE from the false aspersions of Mr. BAXTER, By HENRY STUBBS of Ch. ch. in Oxon. *Vincat Veritas*. (London, Printed in the Year 1659).

一、原文がイタリック体の場合で、それが、

- 1、強調の意のときは、” ”
- 2、引用の意のときは、「 」
- 3、書名の意のときは、『 』
- 4、単なる固有名詞のときは、無記号で、それぞれ表示した。

一、語頭が大文字のローマン体の単語については、それが

1、強調の意のときは、傍点

2、単なる固有各詞のときは、無記号で、それぞれ表示した。

一、原典で長短さまざまな欄外注が付されているが、本翻訳では、各発表回の最後に一括して訳出・掲載することとした。

註

(1) Cf. W. von Leyden's 'Introduction' to his edn. of John Locke, *Essays on the Law of Nature* (Oxford: at the Clarendon Press, 1970, 1st edn. 1954), p. 21.

(2) Cf. *ibid.*

(3) ラスレットは「スタップを通してロックがハリントンやロータ仲間と接触していたことや、それに似た多くの接触の可能性が『*Two Treatises of Government*』と密接な関係にある」。Cf. Peter Laslett, 'Introduction' to his edn. of John Locke, *Two Treatises of Government* (Cambridge: at the University Press, 1970, first pr. 1960), p. 22.